

〔参考資料〕

## 消費者裁判手続特例法

### 第2条4号 共通義務確認の訴え

消費者契約に関して相当多数の消費者（多数性）に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき（共通性）、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。

### 第3条4項 （支配性）

裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。

### 第3条2項 （請求できない債権） 抜粋

次に掲げる損害については、前項第三号及び第四号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。

- 一 契約上の債務の不履行又は不法行為により、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの（役務を除く。次号において同じ。）以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害